

訪問介護 重要事項説明書

(令和6年10月1日)

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-480-5050 (8時30分～17時30分)

担当 サービス提供責任者 義田 由美子・白井 宏美

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. ヘルパーステーションはなみずきの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

項目	内容
事業者名	ヘルパーステーションはなみずき
介護保険指定番号	訪問介護1272600493
併設サービス	・介護老人福祉施設 ・(予防)短期入所生活介護 ・(予防)通所介護 ・居宅介護支援
サービスを提供する地域	八千代市、佐倉市、印西市、船橋市

(2) 同事業者の職員体制

項目	内容
管理者	近藤 健司
サービス提供責任者	義田 由美子 白井 宏美
介護福祉士	4人
ヘルパー2級	2人

(3) サービス提供時間帯

月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

ただし、特に必要がある場合は相談の上、8時30分以前、17時30分以降も行う時間外サービスの提供も行います。

3. 訪問介護のサービス内容

(1) 身体介護

ご利用者様の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びにご利用者様の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助。また、ご利用者様の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助、専門的な相談助言。

(2) 生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除・洗濯・調理などの日常生活援助。

注) 次のような行為は生活援助の内容には含まれない。

*商品の販売や農作業等の生業の援助的な行為。

*直接本人の援助に該当しない行為。

(主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為。)

*日常生活の援助に該当しない行為。

(訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為。)

(日常的に行われる家事の範囲を超える行為。)

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合の利用料は、原則として基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数を所定単位数とし、所定単位数に地域ごとの1単位の単価は原則として利用者の負担割合に応じた額となります。端数については所定の端数処理方法に従って行います。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

訪問介護基本料金

サービス名	令和6年4月より
【身体介護】	
20分未満	163単位/回
20分以上30分未満	244単位/回
30分以上1時間未満	387単位/回
1時間以上1時間30分未満	567単位/回
1時間30分以上	567+82単位/回
【生活援助】	
20分以上45分未満	179単位/回
45分以上	220単位/回
キャンセル料 (ご利用24時間以内の場合)	予定していた当該サービス給付費に1単位あたりの地域単価を乗じた金額の10%

加算・減算および単価

サービス名	
初回加算	1月につき+200単位/月
生活機能向上連携加算 (I)	1月につき+100単位/月
生活機能向上連携加算 (II)	1月につき+200単位/月
同一敷地内に対する減算	所定単位数の90/100を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 I	総単位数の24・5%
1単位あたりの地域単価	10.70円

【その他】 2人の訪問介護員等による場合	所定単位数の 200/100 を乗じた単位数
夜間又は早朝の場合	所定単位数の 25/100 を加えた単位数
深夜の場合	所定単位数の 50/100 を加えた単位数
緊急時訪問介護加算	1回につき+100単位
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%

注) *上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

*やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

*緊急時訪問加算として1回につき100単位、利用者又はその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又は訪問介護職員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に算定します。

*初回加算として1月につき200単位、新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対しサービス提供責任者が自らヘルパーと同行もしくはサービス提供を行った場合に算定します。

*同一建物減算は、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者へのサービス提供を行う場合に適用されます。

（2）交通費

交通費は無料です。

ただし、通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費はその実費を徴収します。自動車を使用した場合、事業所からの道のりで1kmあたり37円徴収します。

（3）その他

ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、ご利用者様のご負担になります。

5. 料金の支払い方法

お支払いの方法は、毎月15日までに前月分の請求を致します。末日以内にお支払い下さい。お支払頂きました後、領収書を発行致します。お支払い方法は、口座自動引き落とし・現金集金を契約の際に選択出来ます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でお申し込み下さい。当事業所のサービス提供責任者がお自宅にお伺い致します。契約を締結後、提供計画書を作成し、ご利用者様に提供内容を確認した後に、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合。この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ・ご利用者様が小規模多機能サービスを利用した場合
- ・ご利用者様が1年以上当事業所をご利用されない場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当事業所が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず3ヶ月以内に支払わない場合、又はご利用者様やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・当事業所は、ご利用者様が契約終了後1年以内にサービス開始を再度希望する場合は、再契約の手続きを省略することができます。

7. 当事業者の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・(老人福祉法第2条)「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されると共に、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保証されるものとする」を基本理念として、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。
- ・住民参加型の援助団体として、利用者の立場に立って援助を心がけると共に、精神的にゆとりをもったケアを行います。
- ・介護保険の対象外のヘルプサービスも行います。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、歯科医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡致します。

主治医	病院名 氏名 連絡先	
ご家族	氏名 住所 連絡先	
	氏名 住所 連絡先	

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業者お客様相談・苦情担当

苦情受付担当者 提供責任者 義田 由美子 電話番号047-480-5050
苦情解決責任者 施設長 近藤 健司
第三者委員 元中学校教諭 小関 興治

(2) 当事業者以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

八千代市 長寿支援課 電話 047-483-1151 (代表)
佐倉市 高齢者福祉課 電話 043-484-1111 (代表)
印西市 介護福祉課 電話 0476-42-5111 (代表)
船橋市 介護保険課 電話 047-436-2111 (代表)
千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428 (苦情処理係)

10. その他

8項により緊急時の対応を行っても、不慮の事態に陥った場合、事業者はその責を負いかねます。

11. 個人情報の取り扱い

ヘルパーステーションはなみずきが保有する利用者等の個人情報については、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに広く社会からの信頼を得るために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を遵守します。個人情報の利用期間・利用目的・使用条件については【個人情報の使用に係る同意書】をご覧ください。

12. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 清明会
代表者役職・氏名	理事長 寺田 憲児
所在地・電話番号	千葉県八千代市島田台998番4 TEL047-480-5050
定款の目的に定めた事業	1 第1種社会福祉事業 (イ) 軽費老人ホームの経営 (ロ) 特別養護老人ホームの経営 2 第2種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人介護支援センターの経営 (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 (ホ) 障害福祉サービス事業の経営 3 公益事業 (イ) 居宅介護支援事業の経営 (ロ) 地域包括支援センター事業の経営 (ハ) 介護予防支援事業の経営 (ニ) 配食サービス事業の経営 (ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営 (ヘ) 介護職員初任者研修事業の経営 4 その他これらに付随する業務
営業所数等	居宅介護支援 3カ所 介護老人福祉施設 2カ所

短期入所生活介護	3カ所
地域密着型介護老人福祉施設	2カ所
通所介護	3カ所
地域密着型通所介護	1カ所
訪問介護	4カ所
地域包括支援センター	3カ所

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 千葉県八千代市島田台998番4
名称 ヘルパーステーションはなみずき 印

説明者 義田 由美子 印

利用者

住所
氏名

身元保証人

住所
氏名